

告 諭

曹洞宗宗憲第22条の規定により、本日、次のとおり宗令を公布し、即日施行する。

宗費その他の義務負担金の告知の特例措置に関する宗令

新型コロナウイルス感染症の拡散状況に鑑み、令和2年度の宗費その他の義務負担金（以下「宗費等」という。）の告知の特例措置に関する宗令（以下「本宗令」という。）を、次のように定める。

（定義）

第1条 本宗令において「宗費等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 曹洞宗財務規程（以下「財務規程」という。）第18条及び第19条に規定する寺格賦課金、級階賦課金、教師賦課金及び准教師賦課金
- (2) 曹洞宗僧侶共済規程第6条本文及び第10条第1項に規定する共済掛金
- (3) 曹洞宗災害援護規程第16条第1項及び第17条（第4項を除く。）に規定する災害援護拠金

（宗費等の納付期限等の適用除外）

第2条 令和2年度宗費等については、財務規程第20条に規定する納付期限及び同規程第21条第1項を適用しない。

2 令和2年度宗費等については、僧侶共済規程第11条に規定する納付期限を適用しない。

3 令和2年度宗費等については、災害援護規程第16条第1項に規定する納付期限を適用しない。

（宗費等の納付期限）

第3条 宗費等の納付期限は、令和2年12月30日までとする。

（奨励金の交付）

第4条 宗費の賦課金の全額を前条に規定する納付期限まで一括納付した寺院に対しては、その賦課金総額の10パーセントにあたる奨励金を交付することができる。

(宗費納入組合の奨励金)

第5条 宗務所又は教区を単位として、宗費納入組合（以下「組合」という。）を結成し、当該組合が宗費の賦課金を第3条に規定する納付期限までにその全額を一括納付したときは、当該組合に対し、その賦課金総額の5パーセントにあたる奨励金を交付することができる。

(奨励金の差引納付)

第6条 前条に規定する組合が、宗費の賦課金の全額を第3条に規定する納付期限内に一括納付しようとするときは、当該組合長の責任において、前2条に定める奨励金の額を、納付すべき宗費の賦課金から差し引いて納付することができる。

(本宗令の効力)

第7条 本宗令は、令和3年3月31日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、宗議会の議決及び庁議の決定を経て本宗令に代わる規程が整備されたときは、その整備された規程の施行と同時に本宗令は効力を失う。

令和2年4月1日

管 長	福 山 諦 法
宗務総長	鬼生田 俊 英
総務部長	橋 本 壽 幸
伝道部長	中 村 見 自
人事部長	成 田 隆 真
教学部長	渡 部 卓 史
教化部長	喜美候部 謙史
出版部長	結 城 俊 道
財政部長	服 部 秀 世

(曹洞宗宗務庁)